

令和 6 年度
安八町職員採用試験案内
(一般行政職・保育士・児童発達支援員・情報)

第 1 次試験 日 時 令和 6 年 7 月 1 4 日 (日)
会 場 岐阜聖徳学園大学羽島キャンパス
受 付 期 間 令和 6 年 4 月 2 6 日 (金) ~ 5 月 3 1 日 (金)
午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 1 5 分
(土・日曜日及び祝日は除きます)

令和 7 年 4 月採用の安八町職員を次の要領で募集します。

1. 募集職種・採用予定数・試験区分・受験資格等

募集職種	採用予定数	試験区分	受験資格
一般行政職	若干名	大学卒業程度	平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた方
		短大卒業程度	
保育士	若干名	大学卒業程度	平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、保育士及び幼稚園教諭の両方の資格・免許を有する方又は令和 6 年度中に当該資格・免許を取得する見込みの方
		短大卒業程度	
児童発達支援員	若干名	大学卒業程度	平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、保育士及の資格・免許を有する方又は令和 6 年度中に当該資格・免許を取得する見込みの方
		短大卒業程度	
情 報	若干名	大学卒業程度	平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、情報処理に関する学科を卒業又は令和 7 年 3 月までに卒業見込みの方で、プログラミング、データベース、ネットワーク等の知識がある方
		短大卒業程度	

※大学卒業程度：大学卒業又は令和 7 年 3 月までに卒業見込みの方

※短大卒業程度：短大卒業又は令和 7 年 3 月までに卒業見込みの方

○ただし、次の各号の一に該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 安八町において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○受験資格等の確認について

受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行います。記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

2. 試験の日時及び会場

○第1次試験

試験日時	令和6年7月14日(日) 【受付開始】午前8時50分 【試験終了】午後1時30分
試験会場	岐阜会場 岐阜聖徳学園大学羽島キャンパス(岐阜市柳津町高桑西1-1)
試験内容	教養試験(120分) 事務適性検査(10分) 性格特性検査(20分)

○第2次試験

試験日時	令和6年8月中旬【予定】
試験会場	安八町役場
試験内容	面接試験 論文試験

3. 受験手続

申込書提出先	安八町役場 総務課 〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取161番地
申込方法	試験申込書に必要事項を記入し、安八町役場総務課へ提出してください。 受験票裏面には、63円切手を貼ってください。 なお、試験申込書を郵送する場合は、簡易書留又は特定記録郵便とし、封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きして提出してください。
受付期間	令和6年4月26日(金)～5月31日(金) (土・日曜日及び祝日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで 郵送の場合は、5月31日(金)必着分に限り受付します。
注意事項	受験票には写真を貼る欄が設けてありますが、 <u>申込みの際には写真を貼付しないでください。</u> 第1次試験当日は、郵送された受験票に写真を貼って必ず持参してください。 採用試験申込書の「職種」欄は、「一般行政職」、「保育士」、「児童発達支援員」又は「情報」と記入してください。また、括弧内には次の職種符号のアルファベット(A・B・C・D・E・F・G・H)を記入してください。 一般行政職(大学卒業程度) 職種符号A 一般行政職(短大卒業程度) 職種符号B 保育士(大学卒業程度) 職種符号C 保育士(短大卒業程度) 職種符号D 児童発達支援員(大学卒業程度) 職種符号E 児童発達支援員(短大卒業程度) 職種符号F 情報(大学卒業程度) 職種符号G 情報(短大卒業程度) 職種符号H 受験票は、岐阜県町村会から試験日の概ね1ヶ月前に発送されますが、受験票が試験日間近になっても届かない場合は、必ずお問い合わせください。

4. 問い合わせ先

安八町役場 総務課 TEL: 0584-64-3111
〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取161番地